

平成 29 年度第 4 回大磯町高齢者福祉計画策定等委員会 概要

1 開会

2 議題

- (1) 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見募集の実施結果について

事務局説明

資料 1 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見募集の実施結果について

資料 2 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

委員長

ただ今の事務局からの説明に対して何か質問のある方はいますでしょうか。

委員

認知症に対して一生懸命取り組まれているのは分かりましたが、認知症のサポーターの登録数の目標数値を 3,000 名と設定されているが、登録した方に対して何かされていますか。

事務局

認知症サポーターは研修を受けて、認知症について正しく理解して、家族等の身近な認知症の方を手助けしていただく方になります。研修を受講された後のフォローアップの研修等については現在は実施しておりません。

委員

勉強してサポーターになった方を放置してはいけないと思います。さらに能力を向上してもらうために何か手を打てませんか。

事務局

今後は、フォローアップの研修等の実施も検討していきます。

委員

サポーターで 1 年に何回か集まって話し合うだけでもいいので実施した方がよいと思います。そうしなければ能力に差が開いてしまう。また、認知症初期集中支援チームとはどのような事業ですか。

事務局

平成 30 年 4 月から実施する事業で、医師や保健師、社会福祉士がチームを作り、訪問し、認知症の方やその家族を集中的に支援する事業になります。

委員

医師に行く前にサポーターが認知症に気づけるように勉強しなければならない

いと思います。

事務局

P63にありますように平成30年4月から認知症地域推進員を設置し、介護の事業所や町の高齢者の相談窓口である地域包括支援センターをつなぐ役割をしていくことになっております。実際に、認知症サポーターの方々にそうしたことを実施いただくことは難しいので、認知症地域推進員が地域の相談役として、関係機関とつなぐ役割を担っていただければと考えております。

委員

認知症と決めること自体が難しいと思いますが。

事務局

サポーターだけでなく、認知症と疑われるような方が長く住みやすい地域になるような体制を作っていくために、4月から認知症地域推進員や認知症初期集中支援チームの事業を進めてまいります。

委員長

その他質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

認知症については、認知症と疑われる方を医療に繋げることが第一だと思います。我々も、認知症の専門家でなくとも、専門の医療機関に繋げるように努力しています。なるべく住民の方、周囲の方が助けていくことが大切だと思います。

委員

資格の有無にかかわらず、動いてくれそうな人たちを集団で運営するのが有効だと思います。

委員

誤字脱字の指摘になるが、98ページに「チェックリスト」とあるのは「チェックリスト」だと思います。また、「事業対象者」という言葉が本文中にでてこないなので、その辺りももう一度見直していただきたい。

事務局

もう一度、誤字脱字に関しては確認を行い、用語解説についても、語句が不足しているようであれば修正させていただきます。

委員

81ページの生活支援サービスの箇所に「要支援者または事業対象者」と記載があり、ここにあるのは要支援者と事業対象者を合算した数だと思いますが、事業対象者の見込みはどの程度ですか。

事務局

要支援者と事業対象者については、合算して算定しているのですが、今の時点で、その数だけを抜き出してお答えするのは難しいです。

委員

99 ページの「地域包括ケア会議」は「地域ケア会議」の間違いだと思います。

事務局

地域ケア会議に修正します。

委員

地域ケア推進会議はどのような位置付けですか。

事務局

今までの地域ケア会議は包括支援センターが開催し、個別の事例検討を中心に行っていますが、地域ケア会議により抽出した課題に対して、町の政策にどのように反映できるかを検討する会議として、実施させていただくものになります。開催は地域ケア会議のまとめとして、年に1回程度の開催を予定しております。

(2) 第七期介護保険料について

事務局説明

資料2 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

委員長

議題2について、ご質問がある方はお願いします。

委員

計画（案）には書かかれていないと思いますが、1から13段階に分かれているうち、保険料を支払われる人の割合はどの段階が多いかを教えていただけますか。

事務局

第3段階と第6段階の割合が多く、続いて第1段階の割合が多い傾向にあります。

委員

見込み額の項目で、そこに載っているものが計画の見込み額と必ずしも一致していない箇所があります。できれば計画と同じものが見込み額のところに書いてあるとより理解しやすいと思います。

事務局

わかりやすく表現できるよう工夫し修正します。

委員

介護保険の財源について。町の交付金が12.5%あるが、介護給付費等が増えることにより、町の負担割合が多くなると住民税も上がりますか。

事務局

介護保険料が上がるとその分住民税も保険料の増額分上がるのかということ

ですが、住民税は独自の計算方法があり、介護保険料の上乗せ分がそのまま住民税に上乗せされる訳ではなく、町としても一般会計という大きな予算があり、そこには税金だけでなく、施設使用料、国からの補助金なども含まれるので、直接、住民税に影響がある訳ではありません。ただし、町の財源は限られているので、事業の精査などを行う必要性は出てきます。

委員

町の交付金は住民税ということではないのですか。

事務局

町の交付金の財源には住民税が含まれていますが、町全体の事業の中で、歳入の使い道は決まっているので、別の事業を取りやめる等、介護保険事業以外の部分で影響する可能性はあります。ただ、それを避けるために他の財源を探しおく等の工夫を町として続けています。

3 その他

委員

資料の中に実施事業の中に避難行動要支援者名簿とありますが、この事業は実施されているのですか。

事務局

今後、避難行動要支援者名簿を作成するようになっておりますので、今の時点では完成していませんが、今後、進めて行く事業として計画に掲載させていただいております。

4 閉会